

平成25年12月11日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第4日）			
出席議員 (10名)	1番 原 田 希	2番 寺 崎 太 彦	3番 橋 本 重 雄
	4番 碓 勝 征	5番 松 田 俊 和	6番 岡 光 廣
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 林 眞 敏
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 八 谷 伸 治	
	教育長職務代理者 教 育 課 長 小 野 清 人	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	
	総 務 課 長 池 田 豪 文	企 画 課 長 北 島 徹	
	税 務 課 長 白 濱 博 己	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	
	健康福祉課長 岡 義 行	振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男	
	生涯学習課長 吉 田 淳	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長 石 橋 英 次	

議事日程 平成25年12月11日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第55号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第56号 上峰町いじめ等問題行動対策委員会設置条例
- 日程第3 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第58号 上峰町地域の元気臨時交付金基金条例
- 日程第5 議案第59号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第60号 上峰町子どもの医療費の助成基金条例
- 日程第7 議案第61号 上峰町高齢者に対するあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の施術についての給付条例
- 日程第8 議案第62号 上峰町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第63号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第64号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第65号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第66号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について
- 日程第13 議案第67号 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第55号

○議長（中山五雄君）

日程第1．議案審議。

議案第55号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

今回、課設置条例の一部を改正する条例が提案をされておりますけれども、これは現在あ

る振興課を建設課、あるいは産業関係の課に分けるということでの御提案でございますけれども、今回2つに分けた一方の課を産業課というふうに提示をされておりますけれども、以前の機構改革のときに2つの課を一緒にするまでは産業商工課という課名だったと思います。この産業商工課という課名になった由来といいますかね、それは、やはり当然、農業振興もしながら、そして商工振興もやっていかなくちやならないというような意味合いで産業商工課というふうにされていたかと思っております。

今現在見てみますと、つい先日も前議会あたりでも商工振興を目的として、商工会に対しての補助も増額をしたし、それから、いろんな面での町の活性化を図るために商工関係にいろいろと御努力いただく、そのことについて大いにバックアップしていこうというようなことも御披露された経緯もございます。そういう意味合いから考えますと、産業商工課というふうにされたがいいんじゃないだろうかという気がしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁を。

○総務課長（池田豪文君）

議員の御指摘の件でございますが、名称につきましてですけれども、産業課とするのと産業商工課とするのについて、まず産業と申しますと、町内の産業、農業、商業、工業ということで、水産業はございませんので、その3つがあるかと思っておりますけれども、それを包含したところでが産業課、産業ということで、産業商工といいますと、農業はどこにそのの中に付随するのかなというのがですね。別に農業関係の課を別個に設けていけば別なんですけど、これは一般的にでございますが、そういったところで産業課というところに3つ、農業、工業、商業を包含したところがいいんじゃないかと、そういったところを検討いたしましてそういった名称にさせていただいたところでございます。その点は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長から説明いただきましたが、係の中の関係につきましては、もう1つ、観光面の業務というのもありますですね。そうすると、これも以前から上峰は観光面での対応がまだまだ足りない。もっともっと町をPRするために上峰のいいところをもっと皆さんにお知らせするべきじゃないかという話もあったかと思えます。そういう意味からいくと、やっぱりそれは今度は商工関係につながっていることでもありますので、もっと足りない部分を力を入れようという意味合いから、繰り返しになりますが、前回、産業商工課ということで命名をされていたかと思えますので、今回も先ほど課長言われる包含しているということも当然わかりますけれども、なお力を入れていこうという意味合いから、産業という中に農業いろいろ含んでいることは十分わかっています。それに加えてなお力を入れて進めていくと

いう意味合いから、産業商工というのを前回同様にされた方がいいんじゃないかと思いますが、もう一回いかがでしょうかね。

○総務課長（池田豪文君）

例えば、大きな市とかそういったところでは、それぞれ所掌する事務を係ごととか、あるいは課によって行ったりされているわけですが、当初、平成21年から22年に行財政改革関連で課の統合をしました趣旨といいますのが、やっぱり職員が少ないところで何とかそれでやりくりしていかなきゃいけないというところで課の統廃合をしたところで無理が生じたというのが正直ございました。それで、議員御指摘のとおり、それぞれにセクションを設けて、少なくとも係とかで明示して行って、そして町民の皆様方にわかりやすくしたほうが一番ベターだと思うんですけども、なかなかそういうことがやっぱりこういった小さな町ではできにくいという事情がございますので、それにつきましては今後、広報紙等で年度当初等に組織図とかあらわしました際に所掌事務につきましてもわかりやすく表示して、そして町民の皆様方にわかりやすいような形での取り組みをしていかなきゃいけないということで考えるところでございます。よって、産業課の中に観光が入っているかどうかというのを、ぱっと名前でそれを判断していただくのは難しいかと思うんですけども、今インターネット等で町のホームページもございますけれども、その中には課ごと、各係ごとの業務内容というのを明示したりも当然しておりますので、そういったところでも御理解賜ることはできるんじゃないかなということでは思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきましたように、課の名前はこれこれですけれども、中身的にはこうですよというのをもっと町民の皆さんにわかりやすくお知らせをしたいということでもありますので、特にその辺をこれまで以上にしてもらう、わかりやすくしてもらうように、そういうふうをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありませんか。

○4番（碓 勝征君）

課設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表の中の1ページでございますけれども、事務分掌第2条の第2号に就園奨励費がこの改正後の中に入ってきているんですけども、これはいわゆる所掌事務は住民課じゃなしに、就園奨励は以前は教育委員会かなんかでやられておったんですかね。

○総務課長（池田豪文君）

課の統廃合をしました際、つまりは23年度から住民課のほうに就園奨励費の分だけ参っております。ただ、この条例の中では右側の現行のところをごらんいただきますと、保育所、幼稚園に関する事項ということで、幼稚園に関する事項全てを住民課のほうでやるような形にちょっと捉えられかねませんので、この際に括弧書きをしまして、改正後のところで就園奨励費ということで位置づけたところでございます。よって、住民課のほうでは就園奨励費のことについて幼稚園の部分の業務を行うということで、そのほかにつきましては以前のまま教育課のほうでとり行っているところでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

いいですか。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですから、議案第55号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第56号

○議長（中山五雄君）

日程第2．議案第56号 上峰町いじめ等問題行動対策委員会設置条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

この設置条例につきましては、いわゆる国の親法のいじめ防止対策推進法に基づいたところでやられるということだと思います。この大きな要点と申しますか、国の親法では、自殺の問題とか身体、金品の被害とか精神疾患、1カ月以上の不登校と、こういうこと等々を防止するためになされたということで理解はいたしておりますけれども、今回の意識調査で上峰の分、もちろん昨日いろいろお尋ね等やったんですけれども、この行動対策委員会に今回の意識調査の内容をもちろん披瀝されると思いますけれども、そこら付近はもちろんそういう方向でいけますかね。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

このいじめ等問題行動対策委員会は、親法のいじめ防止対策推進法の第28条で、先ほど議員が言われましたとおり、心身、生命とか、そういう事案が生じる、また生じたという場合に限りその調査等を行うものでございまして、昨日のアンケートの件につきましては披瀝するかしないかということでございますが、その折にはこういったアンケートの結果があったということは資料としては差し上げたいと思います。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

そこで、もちろん後のほうの費用弁償等に関連いたしますけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけど、町立の学校いじめ防止対策委員会なるものがもちろん設置されておるといふに思いますが、私は例規集を確認したんですけれども、この町立学校いじめ防止対策委員会の要綱等が見当たらないものだから、この設置についてはいつ設置をされて、メンバーの方はどういう方たちがなされているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

上峰町立学校いじめ防止対策委員会と申しますのは、先ほど申し上げましたいじめ防止対策推進法——親法でございます。その第22条に、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」ということで必須でございますので、その親法22条の分でこのたび要綱を、この条例が設置されれば要綱を設置して、22条委員会ということで置きたいと思っております。また、委員会の委員につきましては、スクールカウンセラー、学校評議員、PTAの代表、校長等を予定しております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

親法の22条によるところのそういう規定等があるということで、今回の行動対策委員会設置条例が設置されたところでの設置という形になっていくわけですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（中山五雄君）

ほかは質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

この設置条例の第3条で、委員5人ということで弁護士さんからそれぞれ掲げてありますが、学識経験者という方についてはどういう方々が該当し、今度は5番目の項目で教育委員会が適当であると認める者というのはどういう方々が該当するものか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

学識経験者につきましては、現在、佐賀大学の教育関係の先生を予定しております。また、5号目の前号に掲げるもののほかというのは、現在は特にまだ考慮いたしておりません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

5番目の適当である方というのが考慮してないということではありますが、ここに、私が思うに、学校関係者とかそういう方々は考えていらっしゃるでしょうね、その辺を確認しておきたいと思います。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

この問題行動対策委員会につきましては、完全なる第三者委員会でございますので、学校関係者は入れません。

以上です。

○８番（大川隆城君）

それでは、いつぐらいまでにこの５番目に該当する方をお決めになるわけでしょうか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

第３条では５人以内で構成するとなっておりますので、４人になるかもしれませんし、その辺につきましては教育委員会で諮って決定していきたいと思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○１番（原田 希君）

先ほど課長の答弁で、事案が生じた場合のみ調査をするということでしたけど、例えば、そういったいじめを受けているとかいう被害者の方、もしくは保護者、学校の先生等からのこういった事案があるよというような相談窓口とか電話相談とか、そういった窓口を設ける予定はあるんでしょうか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

いじめの相談を受ける窓口という御質問でございますが、現在もスクールカウンセラーという臨床心理士の先生が週一、二度、学校のほうにお見えになっていますので、その先生が窓口ということで受け取っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第３ 議案第57号

○議長（中山五雄君）

日程第３．議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○９番（林 眞敏君）

この57号の費用弁償の件で、上峰町いじめ等問題行動対策委員、１回５千円と、それから

町立学校いじめ防止対策委員は1回1千円となっておりますけれども、これは同一場面で同一会議を行われたときに支払われるのですか。先般、総務課長では、上のほうは弁護士さんとか、あるいは学識経験者、臨床心理士と言われましたけれども、それは5千円で、同じ場で同じ協議をされるのに、なぜこれだけの差がついたのか教えていただきたいと思います。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

上段にありますいじめ等問題行動対策委員会と下段にあります町立学校いじめ防止対策委員、これはそれぞれ別の会議でございます。なぜ金額が違うかと申しますと、いじめ等問題行動対策委員会には、先ほど申し上げました弁護士、学識経験者、臨床心理士等々、町外の方をお招きして委員会を開催します。私が条例を開いたところ、情報公開の委員さんが弁護士で5千円ということでございました。それに倣いまして5千円を計上しております。それと、下段の町立学校いじめ防止対策委員につきましては町内の人でございますので、1千円と、それもほかの委員さんに倣いまして1千円ということで設定をいたしました。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

再度質問をいたします。

この上段と下段の方が同じ場面で委員をされ、同じ場面で協議をされるということはありませんか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

同じ場面ですことはございません。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

先ほど課長の答弁では、町立学校いじめ防止対策委員さんについては、親法第22条に基づいて設置するというふうなことでありましたが、該当する方々は校長、PTAの関係者、スクールカウンセラーの皆さん方というようなことでありましたけれども、人数的にはどれくらいの方数でしょうかね。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

5人以内ということで考えております。

○8番（大川隆城君）

以前から学校でいろんな問題が起きたときによく言われておりましたのが、学校内でなるべく解決しようという努力をされる。しかし、いよいよどうしてもそれがかなわなくなったときに初めてほかの皆さん、例えば、PTA、あるいは町のほうにということで相談がある。そのときは、最初は小さかったのが大きくなった時点で初めてそういうことになるから、できるだけみんなと一緒に連携をとってというのをいつも言うならば、できるだけ連絡を早目

にしながら、一緒に解決に努力しましょうよということをせんとでけんじゃないかという話が随分と出てきておったかと思います。そういう中で、今回こういうふうで、もしも万が一あったときに、まずは学校内で協議されるでしょう。そして、学校いじめ防止対策委員の皆さんで協議をされて、そこでおさまればよしとしても、もし万が一そこでもできんやったときに、このいじめ等問題行動対策委員の皆様方で御意見をいただいて解決策を練るというようなことだろうと思いますけれども、そのときに今度は、さっき言ったように地域との連携ということで考えた場合に、その辺は全然なくて、今言うこの委員会、委員会、委員会という形の中で解決をするということでしょうか。それとも、その中間では、そういう横の連携をとるためにということも当然やりながら、この委員会での協議を図っていくということでしょうか、その辺いかがですか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

先ほど大川議員が言われたとおり、以前はそういうことが間々あったと思います。現在もないとは限らないと思うんですが、今回の法の制定によりまして——簡単に言います。22条委員会が学校にある。28条が教育委員会が設置するんです。22条委員会、校内でまず調査委員会が立ち上がります、そういう事案があればですね。そういう事案があつて、それを22条委員会にまず諮ります。22条委員会が報告を28条委員会にすると。28条委員会で独自にまた調査をいたします。その結果をいじめ防止対策推進法によりまして、地方公共団体の長、つまり町長のほうに報告をすると。報告をしたものは、町長は議会に報告をするというふうになっておりまして、横の地域というものについては一切出てきません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の話聞いたら、全く学校サイドからやっていって、最終的にいじめ問題行動対策委員会、俗に言う第三者委員会的立場の皆さんで対応をして、そこで初めて結果が出たときに行政のほうに連絡するという話であると、今まで連携をとりながらということは一切無視したというような感じに聞こえたわけですが、そういうことでしょうかね。何でそう言うかといったら、やっぱりこの前もちょっと出たように、子供はみんなで地域で一緒になって育てましょうよということもずっと出てきておりましたよね。ならば、万が一あったときにも当然、学校、家庭、地域が連携をして、地域みんなでそういうことにも対応して、子供たちが方向性を間違えないようにやりましょうよと今までずっと出てきておったわけですよ。しかし、それが今のところ地域は関係ありませんとすばっと切ったような格好に聞こえたものですから、果たしてそれでいいのかなという感じがしますが、いかがでしょう。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

私が申し上げましたのは、そういう事案が生じた場合のときでございまして、地域、学校が連携して多くの児童・生徒をそういう事案が発生しないように連携をしていこうというの

はわかりますが、そういう事案が生じた場合についてはちょっと地域がお力をいただくということもないとは限りませんが、個人的なことでもございますし、私ども教育委員会の人間が調査をするのではなく、完璧な第三者が調査をして、こういう事案はこういうことで解決の道をといるという御提案をいただくと、そういう委員会のことでございますので、先ほど大川議員が言われますとおり、子供のいじめがない社会を築いていこうというのは、もちろん学校、地域一体となってやっていかなければならないと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長言われましたですけれども、過去の例といいますか、余りこういうことがあっちゃならんことですけれども、過去にはやっぱりありました、はっきり言ってね。そのときに今言われた地域のお力をかりてというような話の中で、実際に地域の方がそこに依頼されてかわられて解決したこともあるわけですよ、過去にはね。だから、やっぱり地域の皆さんのお力もかりてということは当然、あっちゃならんことですけれども、万が一あった場合も地域の皆さんのお力もかりてということも含めてということではとってもらわんと、今言うそういう場合は違いますよというようなことじゃどうかなという感じがするものですから、だから、最終的にこの問題行動委員会で十分なる対応策を練ってされることは、それは結構なことなんです。ただ、その中間にでも地域との連携もというやつも含めた形で考えてほしいということなんです。だから、あっちゃならん、でかしちゃならんけれども、あった場合に、やはり地域の皆さんのお力もおかりしながら、解決することでの対応策をしていくということも含めて考えてもらいたいということなんです。本当にこの行動委員会なんかはもう開かんがよかことは間違いなか。だから、それは設置はするばってんが、年間1回もない、それが丸なんです。だから、そのためにも地域の皆さんのお力もかりましてということも十分含めて考えてもらいたいということなんです。いかがでしょう。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

設置条例の中の第2条の2項に、いじめ等問題行動対策を推進するために必要な事項を定めることも所掌事務の中の一つでございます。そういった推進するための必要な事項等につきましては、地域、学校ひつくるめたところで推進していくということで考えておりますので、そのようにしていきたいと思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく本当にこの上峰から小学校も中学校もこういう委員会を1回も開かないでいいような形をとれるようにしてもらいたいと思いますので、先ほど最後に課長言われたように、やはりいつの場合にも連携をとってというのは決まり文句のように言われます。だから、それを実際にいろんな場面でそういうことでみんなで力を合わせてということに取り組んでも

raitaiということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（原田 希君）

済みません、1点だけ確認をさせてください。これ、どちらの委員会も問題が起きてから開催されるのでしょうか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

そのとおりでございます。まず、そういう事案があった場合は校内の調査委員会が立ち上がります。調査委員会で検討して、それでまず町立学校いじめ防止対策委員会が開かれます。そして、そこで解決できない重大事態が発生した場合は28条委員会というふうになります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

今回の意識調査については、この問題——済みません、終わりましたけれども、問題対策委員会のことにつきましては、意識調査については参考にするということでございますけど、まずは、もちろんこの条例が成立した中でこの町立学校いじめ対策委員会ですかね、これの何か予備的な組織、現在、学校内でそういうやつはもちろん、先ほど課長のほうからカウンセラー云々ということもおっしゃっておられましたけれども、その組織に類似するようなまず委員会的なものがあるかどうかというのをお尋ねしたい。（「いじめについての委員会ですかね」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

小・中学校それぞれそういった教職員のいじめについての勉強会なりをやっておりますので、それが委員会形式にはなっておりませんが、そういった会はございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにしても、今回の意識調査の結果はきちんと出ておりますので、いじめ等されたとか、傍観していたとか、やったとか、こういう実例がアンケート、意識調査の中ではっきり出ておりますので、それらについては、今、課長がおっしゃったような組織的なものがあるということでございますので、そこの中で十分御披瀝をいただいて対応していただきたい。

けさの新聞を皆さん読まれたと思いますけれども、全国でとにかく20万件発生していると。前年度と比べると2.8倍という膨大ないじめ発生が12年度で起きておるという事実がございます。みずから逝かれた方も196名ということで、そのうち、いじめに直結するような数字

も上がっておりますし、いずれにいたしましても、我が町からこういうことにならないようをお願いをしたいと思いますし、また、この意識調査はしっかりと何と申しますか、尊重と
いますか、事例ということでの確認と申しますか、そこら付近をしっかりと把握をして対応
していただきたいというふうに思いますので、そこら辺、課長、一言お願いします。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

昨日からの碇議員の御質問の中にありましたアンケートの結果につきましては、真摯に受け
とめまして、両学校の校長にも教職員にもこういった事案があるということを検証しながら、
小さな芽のうちに摘めるような体制をとって、いじめのない学校をやっていきたいとい
うふうに思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

次へ進みます。

日程第4 議案第58号

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案第58号 上峰町地域の元気臨時交付金基金条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○9番（林 眞敏君）

この基金条例は、平成27年3月31日でもって効力を失うということで、予算書を見れば約
70,000千円国庫交付金がありますけれども、この使用については第7条に、「基金の管理に
関し必要な事項は、町長が別に定める。」ということになっております。効力を発したなら
ば約1年3カ月ぐらいこれが効力を失うわけですけれども、この70,000千円についてはどの
ような交付を考えているか。別に定めるところについて考えておられるのか。あるいは
使い切らなければ国庫返納、70,000千円を国庫返納するのであれば、どのようにこれを使
っていくか、あるいはPRはするのか、このあたりについてちょっと回答をお願いしたいと
思います。

○企画課長（北島 徹君）

第7条の規定に関しましてはこの基金の管理、いわゆるお金の管理の部分でございます。
今、議員おっしゃいましたこの元気臨時交付金の使途、使い道とは若干違いますので、まず
それは御理解をいただきたいと思います。

先ほど御質問がございました、補正で75,877千円ほど歳入として確かに計上いたしており

ます。それにつきましては、今回の補正で大きなものといまして事業用地の購入ということで、19,000千円のうち18,000千円を充てるということで考えております。それで、その75,000千円から18,000千円、そのほか若干事業がございますが、それを差し引きました部分につきまして、予算書で計上しておりますように繰越明許として平成26年度で事業を行うと、そういった元金臨時交付金の使い方というふうに考えておまして、先ほど議員が御懸念がございましたお金が余るとかいうことは全くございません。全額、平成26年度中にいただいたお金は全て充当をして、一部もちろん100%使うために一般財源をつけて完全に使い切るという形で考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第59号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案第59号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

子どもの医療費の助成に関する条例改正ということでございますけれども、平成10年に乳幼児医療の取り扱いがスタートしておるようでございますけれども、乳幼児ということであれば、いわゆるゼロ歳児から就学前までの対象だったのかなというふうに思いますけれども、子どもの医療費に切りかわった年度というのがわかればちょっと教えてもらいたい。わからなければ後でもいいですけど、それ切りかえの年度というのはわかりますかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

子どもの医療費の助成に変わった年度は、24年4月から変わっております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ちょっとこれ確認でございますけれども、現行は要するに中学校入学前、いわゆる小学校までの間のゼロ歳児から小学校卒業までの間の入院と通院ですかね。いわゆる通院と入院の今適用でしょう、現在。それが中学校に延長するということですかね、ちょっと確認ですけど。

○住民課長（江頭欣宏君）

補足説明で申しましたけど、第4条の助成の第1項でございます、第1号対象者、いわ

ゆるゼロ歳から6歳までの就学前の子供については県内統一で、一月1医療機関ごとに保護者負担、通院1回当たり上限500円を2回まで、院外薬局での薬代は無料です。また、入院については、上限1千円となっております。そして、現在、上峰町独自で行っております第2号の分でございますけれども、小学生の入院、一月医療機関ごとの保護者負担上限額1千円となっております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

そしたら、通院は全然なかったということですね。今回からが中学生まで対象になり、通院も加わるということですかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

それもさっき補足説明で言ったと思うんですけども、小学生及び中学生の通院と入院までを助成とします。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この59号提案は本当に私はいいいことだなというふうに考えておるところでございますが、12歳を15歳までという小学校6年生から中学3年まで上げるということでございますが、これに対して歳出面でどのくらいの金額を予定されておるのか、お尋ねをいたします。

○住民課長（江頭欣宏君）

7,000千円の根拠でございます。試算に当たっての人数でございます。7月の住民基本台帳より小学生605人、中学生373人、合計978名で積算をさせてもらっております。なお、本町における実績がなかったために、近隣のみやき町と吉野ヶ里町の平成24年度実績をもとに算出をしております。小学生の通院、年間1人当たり6,500円の助成として605人を掛けますと3,932,500円になります。それを100千円単位でして3,900千円、そして小学生の入院は24年度の実績5件ありまして196,170円でございます。1件当たり40千円として、それを今回、来年15件見込みまして40千円の15件分600千円、合計で4,500千円、これを1,000千円単位といたしまして5,000千円としております。続きまして、中学生の通院、年間1人当たり4千円の助成として373人分で、1,492千円を1,500千円と改めております。そして、中学生の入院、小学生の見込み件数の半分といたしまして40千円掛ける7件、280千円を300千円と見込みまして、中学生の合計1,800千円を1,000千円単位に直しまして2,000千円、合計、小学生5,000千円、中学生2,000千円で計7,000千円と見込んでおります。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

本当に子供を育てていく中で非常にいい提案だというふうに思います。私がお聞きしたいのは、上峰町の財政が非常によくなったんだなというふうに私は確認をさせていただきたいというふうに思っております。そのために伺いをしたところでございますので、今後いろいろな問題等々にまた影響がするであろうと思っておりますので、その辺行政の方にはまた質問をほかの件でさせていただきますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第59号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第60号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案第60号 上峰町子どもの医療費の助成基金条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（原田 希君）

この基金の財源が特定防衛施設周辺整備調整交付金ということですが、この特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源にした基金というのは、これ以外にあと幾つあるんでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

以前お願いしておりました、このほかには通学福祉バスの運営基金のほうがございます。以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第61号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案第61号 上峰町高齢者に対するあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の施術についての給付条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○9番（林 眞敏君）

この条例が今、我々の耳には突然出てきたような気がするんですけど、なぜこの条例をつくろうとされたのか、この質問をいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

この条例につきましては、以前、平成19年までは町のほうにもありまして、そのときには1人12回まで、それから1回1千円ということでこの給付条例がありましたけれども、そのときに行革の関係で廃止になっております。ですけれども、県内全部で20市町あるんですけれども、19市町については全てこの給付条例が設置されており、高齢者の方に対して施術券を交付されている状況にありますので、本町1町のみということでもありますので、高齢者の福祉の増進のためにも設置をしたいという考えであります。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

ないのであれば、なくて問題がなければ、19市町がやっているから復活をという必要もないんじゃないかと。なくて通常どおりであれば要らないのではないかと、このように思いますけれども、19市町がやって、財源的にも少し何とかなったからまた回復というのは、必要がなくて、通常どおりちゃんと今までどおり、平成何年ですか、平成19年までであったということで、なくて済むのであればないのでもいいんじゃないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

もちろん高齢者の方の御要望、御意見もある中での条例設置ということで提案させていただいております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

高齢者の要望というのは、現実には復活せよという要望があるのですか、それをちょっと。ただ、高齢者の要望があるからと、65歳といえは今はまだまだ、もちろんマッサージを受けなければいけないような方もおられるかもわかりませんが、条例までつくってやる必要があるのでしょうか。

それともう1つは、国保との関連はこれはいかがか、国保との関連についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、国保の関連なんですけれども、この条例につきましては国保以外の方、一般高齢者65歳以上の方ということでやっておりますので、その分につきましては国保との関連というのは特段ありません。

それから、今回こういうふうに条例を上げておるんですけれども、後期高齢者の医療のほうで、その中で長寿健康増進事業費補助金というのがあります。これにつきましては、県内を20市町あるんですけれども、その後期高齢者の被保険者数で割り返したところでの県内全体で40,000千円があるんですけれども、その部分で40,000千円を割り返して、本町につきましては360千円程度になるんですけれども、その部分を現在は80千円ちょっと、90千円弱ぐ

らいこの事業に充てているんですけれども、残り二十数万の部分が事業に充てられるということもありまして、この事業をお願いしたいということで提案をしております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

過去の平成19年までの実績というのは、別に数値を確実ということまで要求しませんけれども、毎年これについて効果があった、実績があったというのはちょっとお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

過去のそれまでの実績ということでもありますけれども、まず今の状況的に65歳以上、1人12回ということで、1回1千円というような助成ということで、同じ条件のもとで、平成15年は622千円、平成16年が546千円、平成17年は522千円、平成18年は403,200円、平成19年は366,840円ということで、およそこれが1回1千円ですので、割り返して交付枚数ということになっております。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

わかりました。ただ、いいか悪いかは別としまして、こういうものを与える、悪く言えば犬に餌を与えるんじゃないですけれども、ちょっと悪く言えばという表現でごめんなさい。できるだけこういうものを高齢者に対する温かい配慮というのはわかりますけれども、もっとマッサージを与える、あんまを与えると、これ本当に危急な病気といったらいけませんけど、ちょっと温か過ぎる配慮は余り必要じゃないかというのが私の思っているところです。高齢者に温かい配慮をするのはいいですけど、温か過ぎる配慮というものはかえってよくないことじゃないかと思えますけれども、これについて過去400千円、300千円使われたように、使ったからそれが非常に役に立ったということか否か、これについてはちょっともう一回検討していただきたいと思いますが。

○健康福祉課長（岡 義行君）

第1条の目的のほうにもありますけれども、高齢者の心身の健康を保持し、老人福祉の向上に資することを目的とするということにありますので、直接どうかというのは高齢者の方、施術をされたその当時、19年度当時はわかりませんが、一応そういうふうで高齢者の例えば、腰が痛い、あるいはどこか痛いというようなときに行かれると、やっぱり健康の増進という面では違うかなと思っております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

○健康福祉課長（岡 義行君）

あんま、マッサージ、はり、きゅうにつきましては、治療目的というよりも健康の保持と
いますかね、そういうことで本人さんがそのほうに行かれます。ですので、もしそうい
うふうな悪化されるということになれば、もちろん本人さんはそれは中止されると思いま
すので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○2番（寺崎太彦君）

年寄りさんは病気の進行が遅いとか言われるならあれなんですけど、やはりまず最初に整
形外科とか病院等に行ってレントゲンを撮ってもらって、お医者さんの指示のもとに個々
に行ったほうが私はいいと思いますけど。そこら辺はもう一度御答弁をお願いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

治療目的、医者さんの指示のもとにその治療を行うということになれば、これは国民健康保険、
あるいは後期高齢者につきまして、医師の証明があればそういうふうなマッサージ等の医療
適用、保険適用のほうになります。これにつきましては、保険適用外の高齢者の方の健康保
持のための助成ということで御理解をお願いします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

寺崎議員さん、林議員さんに僕は反発するわけじゃございませんが、本当にこの条例を復
帰させていただいたということには私は大賛成でございます。このマッサージ屋さんとい
うのも国の資格をお持ちなんですよ。それなりの治療というのは熟知されていると僕は思っ
ております。むしろ1千円の助成金を1,500円にでもしていただきたいというふうに思います。
なぜならば、これは今まで課長説明されたように上峰町にもありました。財政難というこ
とで、これは一応見送りをせざるを得ない状況下にございました。その観点から、復帰をする
ということは大変うれしいことであります。また、普通の病院に行くのも、これは個人の自
由なんです。僕は、これは逆にもうちょっと金額を上げていただきたい。

高齢社会になって、私は議員に出馬するときに教育問題、農業問題、福祉問題、いろいろ
等々を町民の皆さんにお約束をして議員になってきました。誰もそういったことはされたん
じゃなかろうかというふうに考えます。僕はそういうふうなことを町民の皆さんとお約束を
しながら議員に立候補して支持をいただいたというふうに思っております。ぜひともこれは

課長、進めていただきたい。できれば1,500円にしていきたい。提案が1千円となっておりますので、ぜひともこれを進めていただきたいということを強く要望をして、私の意見を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第61号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第62号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案第62号 上峰町都市計画審議会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第63号

○議長（中山五雄君）

日程第9．議案第63号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碇 勝征君）

説明の3ページ、歳入ですけれども、固定資産税が今回48,000千円強計上されておりますけれども、これは当初比較ということで、今までの予算の組み方として当初予算計上された分の踏襲というようなことがあるかと思っておりますけれども、決算が出る中で、ある程度固定資産税の歳入見込みと申しますかね、そこら付近の計上というのは、当初である程度計上というわけにはいかないものでしょうか。

次に10ページ、税務総務費でございますけれども、委託料、確定申告の税理士の派遣業務委託ということで今回計上されて、これは新設費目なのか。そして、これは申告時にこういう契約をされての配置ということになるわけでしょうかね。

次に、12ページをお願いします。

障害者福祉費の虐待防止センター業務委託料ですかね。これは減額の12千円ということでございますけれども、このセンターの所在地なり実例と申しますかね、そういうことがあったかどうかということをお尋ねします。

○税務課長（白濱博己君）

議員お尋ねの件でございますが、当初予算につきましては642,135千円ございました。

この当初予算の積算につきましては、昨年の11月末時点での調定においての積算ということで概算見込みということでございます。議員御指摘の決算での見込みということでございますが、固定資産につきましては5月に課税をいたします。課税の時点で本来ならば6月なり9月なりということでその確定ということでの予算を通常はしていかなければなりません、今回、再計算をした中での差額ということで48,505千円でございます。この内容につきましては、宅地の開発等における地目変更等の増加分、約1,500千円、それから新築家屋等の増加、これは55件分の追加を見込んでの確定での増加分、約28,000千円、それから企業等の設備投資、これは償却資産の申告時期が毎年1月でございますが、その分の当初見込みよりも増加分ということで約19,000千円、合わせまして48,500千円でございます。

以上でございます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

それから、2番目でございますが、議員御指摘のように確定申告が毎年、来年も2月17日から3月14日まで約1カ月ぐらいございますが、今まで電子申告ということで税務署のほうから派遣をいただきまして約3日間ほど来ていただきました。電子申告コーナーにおきまして、ほかの町村もしておりますけれども、そういう気軽にできるような入力コーナーを設けておりますが、これもだんだん増加している関係で、今回、九州北部の税理士会鳥栖支所に依頼をして、金額的には丸々1日ということじゃなくて、1日のうち半日でもおっていただければ、今現在、株式とか、投資信託とか、不動産の譲渡とか、複雑多岐にわたる申告等もふえております関係で、相談というふうなことも含めまして今回17日分の半日と。半日の単価につきましては9,500円の17日分ということで御要望申し上げている次第でございます。この件につきましては、隣接地の吉野ヶ里町、それからみやき町、基山町ともされている関係で、今回、上峰町におきましてもスムーズなる申告ということで計上させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

議員御質問の12ページの障害者の虐待防止関係なんですけれども、これにつきましては鳥栖、基山、みやき、上峰町、1市3町で、鳥栖にあります特定非営利活動法人の総合相談センター「キャッチ」というところに1市3町で委託をしております。なお、本町につきましては、障害者の虐待というものの件数は上がっておりません。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

63号議案の中で説明書きの17ページでございます。お尋ねでございますが、2つに分けてお尋ねをさせていただきたいなというふうに思います。

私は、この予算の組み方に非常に疑問を持つようになってまいりました。と申し上げますのが、非常に行政はマイナス補正をかけるようになりました。と申し上げますのが、下坊所地区にある機能強化工事を今されております。その予算のときにもマイナス補正予算2億円という大きなことがございました。私は、そのときにこれ歳入欠陥じゃないかという発言をいたしました。しかしながら、そのときはぐっと我慢をいたしまして、私の勘違いというようなことで終わりましたけれども、まだ心残りをしております。

そういった予算の組み方に疑問を持つようになったのはそれがきっかけでございまして、今度、碓地区に39,100千円の補正予算が計上をされております。その中身をよくよく見てみますと、国からの補助金がこのうちに1反当たり150千円ということになっております。一般財源から11,950千円という説明書きの欄にはこうお示しをされております。確かに農業問題について町長がこれだけ力を入れるということに対しては本当に敬意を表する次第でございます。私も農業に従事しておりますので、本当にうれしく感謝を申し上げたいと。しかしながら、予算の組み方には問題だというふうに思っております。

そこで、お尋ねでございしますが、この39,100千円の根拠、きのうも同僚議員からちょっと質問があってございましたけれども、根拠というのは積算根拠のことでございます。この数字を単純に割り返してみますと1反当たり216千円、大きな金額でございます。そうしますと、かなりの大きな金額を一般財源から歳出をするということになります。それはいいことだと僕は思うんだけど、まず積算根拠があってこれだけの数字になるであろうと、こういうふうに思います。その積算根拠というのがわかればお示しをいただきたいというふうに思います。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうから今回の碓地区の測量設計業務委託3,100千円、同暗渠排水工事の36,000千円につきまして、積算根拠について御答弁申し上げます。

これにつきましては、佐賀県の土改連、要するに土地改良連合会のほうに三養基西部土地改良区において24年、25年と積算された経緯がございますので、私たちもこの碓地区につきましては同土地改良事業団体連合会のほうに委託のお願いをしようかと思っているところでございます。そういう中で、基本的には来年度におけるのフォアス事業も今現在やっておられるフォアス事業も同等ということで考えております。そういう中で、土改連のほうに今回の測量設計委託の予算の概算経費、それと碓地区の18.1ヘクタールに対する今と同じ工事をするることによる工事費の積算、あくまでもまだ概算なんですけれども、予算に上げるための概算の工事費の積算をお願いして、今回、碓地区の測量設計委託としては3,100千円、暗渠排水としては36,000千円という数字に達したわけでございます。この中身につきましては、今の三養基西部土地改良区の広さに対しまして、碓地区については18.1ヘクタールと小規模的な整備、それと圃場の狭さ等もございますので、単価的にはこのような形で上がっている

わけでございます。それと、情報によりますと資材的な単価も約10%ほど上がるというような情報もありますので、そういうものを加味して今回の予算計上になっております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

あらすじにつきましては、今、課長のほうから御説明をいただきまして理解をするところではございますが、このフォアス事業につきましては申請事業であろうかなというふうに思っております。いとも簡単に18.1ヘクタールというのは、碓地区の面積の数字ではなかろうかと私は解釈をいたします。これなりの事務処理をするには、それ相当の時間をかけないとこの18.1ヘクタールというのは出てこないであろうと僕は思っております。そういった予算の組み方に疑問を僕は持っておるところでございます。18.1ヘクタールというのは碓の面積じゃないでしょうかね。僕は申請事業だと考えております。そうしますと、予算の組み方に問題が出てくるんじゃないかなろうかと。それなりに時間をかけて、それなりの事務的な処理をする、地権者との交渉事もあるはずなんですよ。それは行政やってないでしょう。そしてこれだけの予算を出すということに対しては議会軽視も甚だしいと僕は思います。ほかの議員さんは知りませんよ。僕はそういうふうに考えます。もっともっと一般会計から繰り出す金があるので、それは慎重にやっていただきたいと僕は思います。そうしないとこんな大きな数字は出てこない。単価は確かに上がった、積算根拠は国にない、今のところ。佐賀県では土改連しか設計はできないというのも僕は知っております。土改連さえ今までのデータを軸に設計をされるであろうと予測します。まだ数字は変わるであろうと、これは理解します。数字変わりますよ、当然。と同時に、ここに入出入作の問題が出てまいります。同僚議員からの質問の中でも属地という言葉は行政は使われましたよね。150千円以内でできるから属地でできるんですよ。そうでしょう。出入作というものは、まだ北部もこれ大きく出てきますが、碓地区もあると、きのう担当課長が言われておりましたけれども、碓地区もあるようでございます。属地だから補助金は出しますよと、こう答弁をきのうされております。本当にそれができるのかと。僕は、これは疑問を持っております。もっともっと慎重に予算計上をしないと、いつまでも議員の皆さんもしかり、町民もこの問題については興味を持っておられます。現在今もこの問題は出ています、土地改良のほうで。一般財源使うてよいかいと。属地だからいいですよと、行政はその答弁をされております。本議会で言うたことはもう取り消しはできませんよ。そういう問題があるゆえに私は質問をしているところでございます。せつかく町長がしっかりとこの農業問題に取り組む姿勢は高く評価をするけれども、やはり町民の税金を使うということについては、属地だからいいですよということになるだろうか、ならないだろうかという疑問を持ちます。そういったことを含めて行政のほうの考え方を示していただけばなと思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。議案審議の途中ではございますが、ここで暫時休憩をしたいと思えます。その理由といたしまして、寺崎議員のほうからの発言でちょっと異常な発言があったかに思いますので、その辺を調査して、それから再開をしたいと思えますから、とりあえず暫時休憩をいたします。休憩。

午前10時52分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

議案第61号の件について、ただいま2番寺崎太彦議員から質問における発言について、会議規則第64条の規定によって発言取り消し申し出がありました。

お諮りいたします。発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

2番寺崎太彦君、登壇の上、説明をお願いします。

○2番（寺崎太彦君）

議案第61号の上峰町高齢者に対するあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の施術についての給付条例の質疑の1回目の質問で不適切な部分がありましたので、議案第61号の質問を全て取り消しをお願いいたします。御迷惑をおかけしました。

○議長（中山五雄君）

以上、申し出のとおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2番寺崎太彦議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

次に進みます。

7番吉富議員の議案審議に対する執行部の答弁から求めていきます。執行部の答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員のお尋ねにございました属地主義を採用している基準として、150千円以内であれば属地主義の採用はあり得るというお考えかと思えます。

これは一つの御見識で申されているということで理解するところでありますが、まず、土地改良区にかかわらず、土地改良事業に参加する資格ということで土地改良法にも書かれています。農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供

されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者」というふうに第3条の2項に書かれておりまして、同上記第3条が土地改良法において属地主義がとられている根拠と言われているものでございます。だから、基準は、属地主義の採用は本町のみならず、この農業耕作をいただいております方全てに適用がされるという中で考えるべきであるというふうに申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

町長のほうから今御説明をいただきましたけれども、私は疑問を持っております。僕も勉強不足で法的にはきちっとした形で調べてはおりませんが、この事業を進めるに当たっては、今まで1年間、議会でも取り上げられ、いろいろな問題等々、議論をしまいいりました。そういった中で、こういう問題があるゆえに行政でお願いをしたいと、しきりに僕は申し出をしてきました。しかしながら、行政の意向で北部については土地改良区でしてくれというお話等々ございまして、私は、この150千円以内で済めば問題じゃないけれども、それに対しての上乗せの金額がかなりの大きな金になります。そういったことを勘案しながら行政でお願いをしたいという問題等々を私は提起をしまいいりましたけれども、ぜひとも土地改良区でやってくれと。じゃ、上乗せの金額についてはどうなるのかという問題を私は提起をしまいいりました。そういった中で、行政から金を出すからいいじゃないかというお話もございました。しかし、これはそれだけで済む問題ではない。予算ということにつきましては、議会の議決が必要であろうと、議会の了解をとってくださいよということもお話をさせていただきました。

そういう流れの中で、町長に三養基西部土地改良区の理事会においでをいただいて、理事会でその議論をさせていただきました結果、町長が足りない分については行政が面倒を見るということで町長を信用しようと理事の皆さんが言われて、そのまま土地改良区がすることになってきました。

そういう流れの中で、出入作の問題が一番気がかりでありました。その出入作の問題は属地ということで問題ないと今発言があっているようでございますが、北部につきましては27%が町外の方が耕作をされております。畝数につきましては6町歩程度でございますが、一般財源から繰り出すということでございますが、町の財源を本当に町外の方に使うてよかやろうかという意見がもう既に出ております。と同時に、私は会計検査というのを一番軸に考えてやってまいりました、それなり議会でも問題になりました。議長の配慮によって議員の皆さんには説明会をしてくれということでもございましたので説明もいたしました。これで

議員の皆さんは御理解をいただいたものというふうに考えておるところでございます。そういったことを勘案しますと、予算の組み方には非常に問題があるというふうに思っております。碓地区についても、これは疑問があるんですよ。申請事業でやられると僕は思いますが、そうしますと、18.1ヘクタールも、これは数字は変わります。この事務的な仕事をやった上で予算上程をされるならば何ら問題ないと思っております。余ったけん補正をしますよということではいかがなものかなと私は思っております。そういうことを僕は考えております。ほかの議員さんたちがどのようなお考えをされるかどうかはわかりませんが、僕はこれは賛成をしかねます。はっきり申し上げておきます。

また、碓の問題についてはそれなりに理解もするんですが、北部との問題については大きな問題があるんじゃないかなろうかと思えます。碓地区にこれだけの予算をつけるということは、きちっとした根拠があつてされた、こう理解します。だとするならば、北部についても補正をこの12月定例会ですべきだというふうに思います。

きのうの一般質問の中でも同僚議員が若干突っ込んだ話をされましたが、行政の中でいろいろ模索もされているようでございますが、これは議会軽視ですよ。議会の議決がなくて行政から補助金を出すような要綱をつくるということなんですよ。じゃ、議会の議決は無視じゃないですか。今回の定例会で、町長は私が気づいた点でも3回ほど議会軽視に当たるような発言をされております。

1点目、12月6日、開会日ですよ。行政のミスが2つございました。1点目についてはいち早く対応されました。2点目につきましては、開会の前の時間ですよ、差しかえをお願いしますということでございました。気づいた時点で早く対応してくれよという話を僕はしました。しかしながら、その中で、議長と町長の話の中で、議会軽視という言葉が議長が言われました。町長は何を言うたかという、具体的に議長に向かって説明せろと、こうやったんです。とんでもない話じゃないですか。議会と行政は対等にあるんですよ。皆さんの前、議員がみんなおる前で議長に言うということは、議会の皆さんに言いよっと一緒なんですよ。僕はそう理解しています。

2点目、僕が大川議員の次に一般質問をさせていただきました。僕の質問の中の2点目でもございました。風水害の問題、対策について質問をさせていただきました。そのときに冒頭に、総括質問の中で台風の問題の風水害を僕は説明をしました。フィリピン沖の30号の問題もしました。排水機の問題を答弁されました。これも議会軽視に当たるんですよ。なぜならば、私たち議員は議長にこの質問をすると通告をします。そして、議長が精査をした上で行政に一括してその書類が行きます。そして、勉強会をされています。何ですか。通告書をよく勉強していないからああいう発言が出る。議会軽視でしょうもん、何でこういう通告書を見ないの、勉強会までして。ただ順番は、あなたがこの問題、あなたがこの問題で、もっと本議会はきちっとした形をするべきでしょう。これ議会軽視に値するんですよ。もっと本議

会は真剣にやらずにちゃ。

3点目、補助金の要綱の問題です。議会というのがあるにもかかわらず、要綱をつくって行政から金を出すからいいでしょうということにしか聞こえない。それでいいんですか。議会の議決が必ず必要なんです。だから、日ごろから議会と行政はコミュニケーションをとってくださいという話を再三再四やってきた。全然やらない。一体行政はどがんとなつとつかいな、議会をどう考えているの。本議会というのは年に4回しかございません。慎重審議、議長が毎朝言いよっですもんね。議会は議論の場だから議論をしてください、町のためになるようにしてくださいと毎回言っている、毎朝言っている。町長、副町長はそこに出席しているはず。だとするならば、町長はやっぱり自分の部下にもそういったことをきちっとした通達をしないからこうなる。町長、あぐらかき過ぎるんじゃないの。同僚議員からも前日も質問があった。もっと活力ある、町長しなさいて、こう言われたじゃないですか。僕もそう、大賛成ですよ。僕は本当に予算の組み方に疑問があるというのは、そういうことから疑問を持ってきました。これは議会がしっかりしないといかんなど。町の発展にはつながらない、私はそう思っております。誰しも選挙に出るときはそういったことを町民の皆さんに訴えて、訴え続けて支持を仰ぐ。だから、町民の代表だ、議会はチェック機関だと。だから、私も今まで大分好かんことも言うてきました。嫌われて結構なんだけれども、三権分立の話もしました。これは憲法で定めてあります。ここが原点だと思っております。この予算ですね、慎重に考えるとするならばできないですよ、本当に。何で不公平ですか。腹いっぱい土地改良区にやってくれていうてお願いして、予算は出すよと。出ないじゃないですか、ここに。私は行政のこともわからんわけじゃないですよ。担当課が起案をして、町長、副町長の決裁は必ず要るはずだ。だとするならば、碓地区を組んだなら、何で北部は上げないのと、行政の長は言わざるを得ないでしょうもん。町長のお膝元なんですよ。それをやらないと。この問題につきましては、会期中にどうするか、行政はきちっと形を出していただきたい。対策はあるはずですよ。議員の皆さんもそげんわからん人間ばかりおらんと思う。行政いかがですか、対策をどうされるか、会期中にお願いしたい。このままでは私は賛成はしません。平等性に大きく欠ける、行政のお考えをお示しいただきたい。

○町長（武廣勇平君）

るるお話をいただきましたが、先ほどの土地改良事業に関しての話をさせていただきます。

まず、碓地区のみ予算計上せざるを得ない理由は、財務局への申請の時期が例年1月中に行っているということで、繰越申請をするためには当然、事業主体の予算措置は必要となるということでございます。御案内のように、予算が国のほうから来るための申請を土地改良区さんが北部地区には出されます。行政としても、1月中までに碓地区の申請をするためには、本議会においてやるか、もしくは、今修正という話でしょうか、協議をして、この予算を、では認めないということであれば12月中に臨時会をする必要があるということになって

くと思います。

また、先ほどから申されています、どうも議員は、碓地区については先ほどの土地改良法に基づく土地改良区並びに農用地の保有者に対しての属地主義としては理解ができるが、北部地区にも、私どもも調べておりますけれども、地権者数は140人、うち町外の方が38名おられます。ここについても属地主義を採用すべきでないというお考えなのかわかりませんが、やはりこれは吉富議員がおっしゃるように150千円以内でおさまるところは属地主義を採用すべきという基準でいくと、もう本当に多々問題が出てきます。

例えば、これは随分うちも検証して今回の予算の上程はさせていただいているんですけれども、平成24年の――23年の実施を繰り越して24年に施工した135ヘクタール余りだったと記憶しておりますけれども、そこについても150千円以内ではおさまっておりません。実際幾らかはみ出してございまして、この国庫補助金をオーバーして事業費の積算が行われているということで、現在、町で制定している補助金交付要綱では、このオーバー分も補助するというので計画しておりますが、同様、町外者の土地に係る分については補助金を支出できないということにもなってしまいます。だから、これまでの135ヘクタールの部分についても、土地改良区内の部分であって町費が出ていないと言われていたましたが、町費がはみ出している部分がある以上、全ての農地に対しては属地主義を採用することが国としても専ら一般的であるし、いろんな問題に発生しないということになるかと私自身は判断しているところでございます。

また、上峰北部地区に補助金の支出に対してもやはり影響を与えるものになると思いますし、これはもう土地改良区のほうからは、その点についてははみ出した分の範囲については町でその分の経費を見るようにということで協議を終えておりますので、ここはちょっと私どもも碓地区と北部地区について別の基準を設けて、碓地区については町外の方がいらっしゃるから、また、土地改良区でないからということなんでしょうか、補助金を支出することは整合性が全くとれないことになりますので、その整合性のない形で補助金を交付することは、その責任を負えないと私は思っております。

ほかにも、これは私、今2つしか上げておりませんが、おおよそ片手ではおさまらない程度の問題が、今想定される限りあらゆることが出てまいります。どの道、最終的には1月前に補正をお願いしなきゃいけないということになりますが、私どもはこの案でなければ問題が拡大するというふうに思っているところです。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

町長ね、行政だけ身勝手なことができるんですか。土地改良区も同じ単式簿記なんですよ。1月中に明許繰り越しせんばいかんと言ひよんさっけれども、土地改良区も一緒なんですよ。明許繰り越ししないとできないんですよ。それは十分承知していますよ。1年前から25年度

の事業についてはもう取りかかっていますよ。そして、新年度になって契約なんですよ。時間が足りないんですよ。議会の議決がない限りは、行政はできて土地改良区ができないということになるじゃないですか、そうでしょう。行政だけ先に進んで土地改良区の北部地区については進めないんですよ。そんな不公平があるからこそ、何で碓だけなの、北部はなし組まないのということなんですよ。

それともう1点、町長は属地の問題を言われたので、これは土地改良区でも非常に議論になりました、属地で行くか行かないかというのは、150千円以内でできるから属地で行こうということで、押し切って事業展開をしました。100千円ほどオーバーしております。それは行政で見ますよと。きょう初めて出ているんですよ。初めてでしょう。要綱できているの。要綱の内容は担当課から聞いていますので、僕は知らないわけじゃなか。しかし、正式に出てきて初めて要綱なんですよ。いや、後からつくって行政が出しますよと、議会軽視でしょうもん、それは。だから、僕は属地で行かざるを得ないという判断をして今までやってきました。しかし、出入作の問題というのは、これ一番初めから問題だとわかっていました。要綱をつくるからいいということであればそれはそれとしていいにしても、申請事業ですから、我々、はっきりしないと事務的に先に進めない。進めないですよ、申請事業だから。地権者の皆さんに、こういう事業があります、どうしますか、しませんか、しますかという文書化をして署名捺印をいただいて初めて数字が出てくるんですよ。だから、先ほどから申し上げますように、碓地区についても、18.1ヘクタールというのは、これ動きますよ。56町歩ということはまだまだ北部も動きます。去年も1回、調査をやっています。しかし、新たにやり直さなきゃならない。事務処理は進まない、行政は進む、問題起きるの間違いじゃないですか。もう町民の、名前は伏せますが、この問題についてはもう話が出ていますから。問題ないならば、それは要綱に基づいていいでしょう。だから、属地で行くか行かないかはまだ決定していません。いや、行政の、自分たちは碓地区を行政でやるから、議会が議決すれば自分たちは事務処理はできるんですよ。これは平等性を持って、北部についても、この定例会でやるべきですもん。これは問題になるとは間違いなかつですよ。自分から問題を提案しよつごたつもんですよ、町長。そがんでしょうもん。だから、予算の組み方に僕は疑問を持ってきたて言いよつじゃなかですか。行政も土地改良も同じ単式簿記なのに。これは問題になりますよ。もしこれが問題になったら、土地改良区の理事さんは15名おります。金額的にはある程度出していますが、それなりの負担は理事の皆さんがしなくちゃならないというふうになっております。だから問題です。と同時に、国のお金を使うんですから、この属地でいいのかどうかというのは僕も勉強不足でわかりませんが、そういう問題等々が出てくるので、やはりきちとした形をとっていただきたい。また、12月定例会、あしたとあさってまでのうちに、この問題については行政としてどうするのかしないのか、お示しをしていただければと思っております。今、簡単に町長は、12月中に臨時議会ばとか、そういう問題じ

やないでしょう。これは町長、逃げ口ですよ。議会があるんだから、議会とコミュニケーションをとって、議会の皆さんが承知した上じゃないとできないじゃないですか。町長、議会軽視あんまりし過ぎよ。誰かが好かんことを言わないときちっとした形に議会はならない、行政もしかり。今まで町長と5年間つき合いをしてきたんだけど、1期目は迫力あったんよ、期待しましたよ、2期目についても、本当に。僕は個人的に武廣町長を応援していました。行動的なものはしませんでしたけれども、いろいろな問題の流れの中でもそうしてきました。ところが、ふたをあけたら何ということはない、ぬるま湯につかり過ぎた。もっと厳しく、若者の町長らしく、てきぱきとやらなきゃ。北部の予算も組まないと町長あなたが言ったんじゃないの。そうでしょうが。もっと言いたいこといっぱいあるんですよ。行政の立場、議会の立場というのは、お互いがコミュニケーションをとりながらしていかないと町の発展にはつながらない。議会と行政は両輪のごとくと、よく言われます。やはり片一方のタイヤの空気圧が減っただけでも右さい行ったり左行ったりするんですよ。片一方パンクしたぎ、きりきり舞いなんですよ。ねえ、町長。とにかく私の要望としては、この12月定例会中にどうするか判断をしていただきたいというふうに思います。ぜひとも暫時休憩をしていただいて、行政のほうに協議の場を与えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中山五雄君）

もう時間ですから。

お諮りいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

執行部の答弁からよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

大変失礼いたしました。私どもの説明が不足している部分があるやに思います。また、それによって誤解を生じている部分があるかと思しますので、答弁申し上げます。

まず、先ほど吉富議員からの御指摘で、碓地区のみ計上した理由として、財務局への繰越申請の時期を1月中に行っていますので、繰越申請するためには当然、事業主体の予算措置が必要であるということで碓地区を上げさせていただいていると申し上げた後に、それであれば北部地区についても今回の予算に乘せないと申請できないということで御指摘があった

かと思いますが、北部地区につきましては、この申請は国庫、すなわち150千円でおさまる部分についての申請でありまして、土地改良区のほうでも1月中をめどに申請をされるものというふうに私たちは理解し、碓地区が、申請が町のほうで事業主体となっていくという意味におきましては、12月議会にかける必要があるということをお願いしたところでございます。

また、これまでの議論を聞きながら、やはりこの属地、属人で考え方が、基本的に土地改良事業はこれまでも属地主義で行われてまいりました。国のほうで、法律として土地改良法のほうも、土地改良区のみならず、そこで耕作される農用地所有者につきましても属地主義の扱いを根拠として進められております。本町として、碓地区のみ入作で来られている方を除外して土地改良事業をするということは、同時に北部地区においてもその必要があると思いますし、私は、これまでの三養基西部土地改良区さんで施行された360ヘクタールぐらいだったと思いますけれども、その地についても同じ基準で対応せざるを得なくなるのではないかと。すなわち、150千円でおさまる範囲についてはその必要性はないという考え方は先ほど吉富議員からいただきましたけれども、24年施行分も150千円の範囲でおさまっておらず、また北部地区については、町からの町費を入れるという意味に当たっては、当然同じ基準で我々は補助金を交付しない限りは、例えば係争案件になった際にもこれは説明がつかないものと考え、また土地改良法上も、その法の根拠とする属地主義から離れることになりますので、我々としてはこの予算を立ててお願いする必要があるというふうに思っております。

また、集落営農組織、機械利用組合に入作に来られた方々も、土地改良法に基づき、この集落営農組織、機械利用組合への加入、これは碓地区だけじゃなくて江迎と一緒にされているわけですが、こうした組織に御加入でございます。仮に町外者の土地を事業用地から除外した場合、その除外地の生産条件が悪化し、収量の減等が発生し、集落営農組合、機械利用組合全体の収量、共乾等にも影響が出ますし、また、我々が今、土地改良区さんと一緒に進めております大規模化を畑地の転換等を考える上で町外者の土地を施工しなかった場合、圃場ごとの生産基盤条件が異なることから、集団化、大規模化に敬遠される、そういう法人さんが出てくることが影響としてある、これは根本的なこの問題に伴う問題と言えるかどうか分かりませんが、そうした影響も考えられるということでございまして、これまで土地改良区さんが属地主義で前牟田地区、江迎地区のフォアス施工を行っていただいたと同様の手続で我々もこの属地主義を採用し、今回、碓地区について予算を計上している理由とさせていただきます。

恣意的に北部地区を除外したんじゃないかなろうかというお話を先ほどされましたけど、決してそうした思いでこの土地改良事業を進めているわけでもございませんし、私たちはもう職員含めて、この手続上の説明が不足していたということは陳謝いたしますけれども、職員含めて上峰の農地の基盤整備を行う上で、連携をしながらしていきたいという思いは変わらず

持っておることを申し上げさせていただきたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

今、町長さんのほうから御説明をいただきましたが、若干気になることも申されたように私は思います。と申し上げますのは、昨年135町区、三養基西部土地改良区でフォアス事業をしました。150千円以内でおさまっておりません。100千円ほど足が出ております。これについては、属人で行った以上は、100千円については土地改良区が見ています。なぜならば、賦課金をいただいております、それに対応をしております。だから、やたらに町長そう言われるけれども、これはきちっと法的に調べた上で施工しておりますので問題はないと思っております。

それと、明許繰り越しの件が理由のように言われるけれども、これは土地改良区も一緒なんですよ。これ一緒なんですよ。今、町長の説明では、150千円の国庫補助金が1月までに明許繰り越しの申請をやらなきゃいけない、これは土地改良区も一緒。だとするならば、ここに11,950千円という数字は出てこないはず。これを僕は北部も一緒に提案はなぜしなかったのと言っているわけですから。そうでしょう。事実上ここに提案されておるんですよ。27,150千円、これだけを淀地区を提案しておけば問題なかった。一般財源からの繰出金が11,950千円と、こう出ております。これは土地改良区できないんですよ。これも明許繰り越ししないとできない。25年度で組むことは、25年度以内に仕事をしなさいよということなんですよ。それができないからこそ明許繰り越しして26年度に事業しますよということで僕は理解しています。だから、予算の組み方がおかしいんじゃないのと言いつつ。平等性を持って同時着工で行かざるを得ない部分ですね。町の補助金の問題を僕は言っているわけ。それと属地の問題。これは、法的に、土地改良区は属地で行ったからと、こういうふうに言われるけれども、属地で行くのが僕も正解であろうと思います。法的にはそれで問題ないというような答弁でございますのでそれはそれとしていいんですが、町の税金を他の町の人に使っているのかと。常識的にはできないであろうと。法的にはいいといっても町民の皆さんがどう理解されるかという問題が出てきますので、きちっとしておきたいなと。だから、予算の組み方に、こうして上程をされるのに非常に問題だと。予算の組み方がおかしいんじゃないですかと僕は言っているわけですから、それをやっぱり今度の12月の定例会会期内に解決をしていただきたいというふうに午前中提案をしたところでございます。

○町長（武廣勇平君）

申しわけございません。まだちょっと説明が不足しているかと思います。135ヘクタールが国庫でおさまらなかった部分については土地改良区さんのほうで負担されるということでございますけれども、私が言いたかったのは、土地改良区さんもこの負担分は三養基西部土地改良区に加入されている、すなわち、属地主義をもとに加入されている方々から集められたお金で見られているということです。だから、土地改良区さん自体が属地主義を採用され

ておられるということを申し上げたかったわけです。本町におきまして、この属地主義を採用した形でなければ、さまざまな問題に発展します。例えば入作で来られている方のみならず、町外に農用地をお持ちの方々にも事業整備をしなきゃいけないという議論にも当然発展してまいりますし、また、先ほど申されました土地改良区の予算も、碓地区同様、今議会上げるべきだということについては、土地改良区さんは、まさに1月の申請というものは国庫の部分ですね、反当150千円当たり入ってくる部分について申請が必要です。我々もそれは予算で持っていないと、その国庫の部分、ちゃんと予算書上、裏づけがないと申請はできません。よって、碓地区は1月に申請をするためにこの議会に提案させていただいているということでございます。こうした議論がしっかりされることは大変よいことだと思いますけれども、今私どもが考え方というものを申し上げましたので、その上に立った御協議、議論ができればと思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

町長、行政の立場から言えばそうでしょう、そうせざるを得ない部分も。それは単式簿記で理解していますよ。土地改良区も単式簿記ですから一緒なんですよ。そうじゃないでしょうか。だから、僕はアンバランス的な予算の組み方に疑問を持っているので、碓地区がこれだけの積算根拠のもとに39,000千円の補正予算を提示されておるんですから、やっぱり北部地区にも同時着工であるゆえにやるべきだと。議会でどう考えるか知りませんが、土地改良区ではこれはもめごとの原因にもうはっきりなります、何でかいと。だとするならば、行政にやっぱり今度は注文つけなきゃならない。そういうことがないようにこういう質問をしているんですから、僕は会期内にきちっとした形をとっていただきたい。それがないとするならば、僕はこれは賛成できないと冒頭から申し述べてきています。ほかの議員さんがどう判断されるか、これはわかりませんよ。しかし、こんな予算の組み方、先ほども申したように、2億円のマイナス補正にしても、きちっと行政で議論されて、このお金は入ってきますよということで上程するわけですから。そういう問題等々があったから予算の組み方にはやっぱり疑問を持ってきた。だから、これをきちっとした形でやっていただきたい。不公平なことはやっぱりやるべきではないと思うし、金額的に小さいようで、これは大きいんですよ、1反当たりの単価66千円になりますからね。そういうような事情で、一般財源から繰り出してやっていただくということは、頭下げてでも僕は頼まんばほうなんですけれども。一応、碓地区だけこういう形で予算上程されますので、それは問題だと。会期中に何とかしていただきたいというのが私の意向でお願いをしているところですので、御理解をいただきたい。

○町長（武廣勇平君）

この質疑の前提に、マイナス補正が大幅にあることに対する御懸念、注意もいただいたところでございました。この北部地区については、特に平たん地ではないため、事業費の推定、

繰越額を決めることが難しゅうございます。繰越額については、予算で決定した分を限度としてしか執行ができません。また、限られた一般財源の中で予算編成を行うことが必要であるため、大幅な補正は避けるべきというふうな御指摘に沿った考え方も持っております。このため、フォアス事業に係る土地改良区への補助金はなるべく精算額に近い形での予算計上としたいという思いもあると理解していただければなというふうに思います。

申し上げておきたいのは、この事業に関して説明が不足していた部分は私どもの陳謝するところでございます。その上で、ただいま考え方を申し上げました。1月の申請に間に合わせるためにも、ぜひ属地主義の採用は議員も了解されるということで先ほど申されましたので、この出す順番が前後したことについては説明不足は否めませんが、かような、私どもが恣意的におくらせたりということは一切ございませんので、その点はぜひ御了解いただければと思っております。

○7番（吉富 隆君）

町長ね、理解する分ならします、協力する分も僕はしますよ。今までもやってきた。担当課の課長なんかは大変御苦勞をいただいた。そのおかげで去年もことしも事業ができると非常に感謝をしているところでございますが、予算となれば、これは別問題ですよ。説明不足、説明不足で。何回も町長、ああ申しわけございませんでしたと、それはいつまでも通る話じゃないんですよ。議会という立場も理解をしてくださいよ。していないじゃないですか。だから再三再四、僕は議会とコミュニケーションとりなさい、協議しなさいと言ってきたけれども、その傾向はないじゃないですか。きょうになって御理解くださいって、それが通るわけなかでしょう、町長さん。本当にこういう問題等々同じことの繰り返しのようでございますが、副町長さんは県庁の職員でもある、出向されているので一番詳しいかと思うが、どうでしょう。副町長さんの御意見もちょっとお伺いしたいんですが。

○副町長（八谷伸治君）

お答えいたします。

先ほど町長からも発言がありましたけれども、予算編成の中では限られた一般財源等で編成をする必要があると思っております。ですから、後日大幅な補正はなるべくしないような形の予算編成が大事だと思っております。このため、土地改良区へのフォアス事業に対する反当150千円オーバー分の補助金についても、なるべく精算に近い形での予算計上とするといった形がよろしいんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

今申されましたとおりであります、ちょっと説明が必要であるかなと思いますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。（「ちょっと待ってくださいよ。議長さん、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

今、副町長さんの答弁を聞きますと、積算できているんじゃないですか。反当150千円のオーバーという言葉が出ましたので、行政としてはきちっと積算できているんじゃないですか。だとしたらなぜ出さないの。そうでしょう。今はっきり言われたでしょう。積算できているんじゃないですか。じゃ、今回の定例会に上程すべきじゃないですか。大幅な予算は組めないと言われる中で、積算できたらできるんじゃないですか。そうでしょう。僕はそう思いますよ。とりあえず、今、暫時休憩ということでございますので、議長の判断にお任せをいたします。

○議長（中山五雄君）

今、町長のほうから暫時休憩ということで申し出がっておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

そしたら、暫時休憩いたします。休憩。

午後 1 時20分 休憩

午後 2 時19分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

執行部の答弁から求めます。

○副町長（八谷伸治君）

先ほどの私の答弁の趣旨について再度答弁させていただきます。

北部地区につきましては、平たん地ではないため、その事業費の算定が難しい状況にある。また、限られた一般財源の中での編成を行うことが必要であるため、大幅な補正は避けるべきだと考えております。このため、フォアス事業に係る土地改良区への補助金、すなわち国庫補助金を超える部分につきましては、なるべく精算額に近い形での予算計上としたいというふうな考え方であるべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

武廣町長からありませんか。

○町長（武廣勇平君）

このフォアス事業につきまして説明が不足していたということについては、先ほど控室のほうでも申し上げましたとおり、我々不足があったことと思います。今後、主な条例案等について議会にしっかり従前にお話をさせていただく機会を議長さんを通じて持たせていただきたいと思います。

この事業執行に当たっては、今、議論の中で出尽くしたと思いますけれども、我々としての考え方をぜひ御了解いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

今、副町長さんの答弁は休憩前とちょっとずれている発言じゃなかったろうかと僕は思います。趣旨はわかりますが。僕は100千円と思ったんですが、150千円という発言をされましたよね。オーバー分ですよ。150千円ということが発言されるならば積算根拠はできていると、僕は判断をします。間違いだったら、もっときちっとした形で間違いのところを認めて発言をしなきゃ。副町長ですよ、何ば言いよっとですか、本当に。

それが1点と、町長のほうからしきりに御理解をいただきたいと、こう言われるけれども、冒頭から申しておりますように、予算の組み方は僕は理解できないと、こう申しております。会期があと2日残っておりますので、会期中にこの件についてはきちっとした形でやっていただきたい。北部も碓地区も平等性を持ったところでやっていただきたい。話をする根拠というのもあります、時間も十分あります。打開策を御検討いただきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

執行部、何か言うことはありますか。

○町長（武廣勇平君）

北部地区については先ほどから申し上げておりますように、平たん地でないため事業費の推定が難しい、うちの町費でお支払いする分の確定が難しいということでございます。基本的には、国の単価基準が定まらない中で、同時に1月に碓地区について提案をしなければいけないと、申請をしなければいけないという状況にある中でのこの前後するものでございまして、それはより税金の使い方をわかりやすく正確に近似値を議会に示す必要があるとかねてから申してこられましたことにのっとり対応させていただいているというところで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、もろもろのことについて、これまで議論していたことも含めてで結構でございますので、また、議会の皆様と協議の必要があれば、それについては考えていきたいというふうに思っております。

以上です。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください。

八谷副町長、あなたのさっきの150千円というのは、国からの補助が150千円ということで答弁をされたわけでしょう。その辺で誤解があっているようですから、その辺をきちっと説明をしていただきたいと思います。

○副町長（八谷伸治君）

私の発言が明確に言わなかったものが非常に御迷惑をおかけしました。

国からの補助は150千円でございます、町から土地改良区へ補助金を出す部分につきましては、その150千円をオーバーする部分についての補助金になるというふうな意味で発言させていただきました。

○7番（吉富 隆君）

副町長さんね、副町長という看板背負うて、そのくらいの答弁でよかと。間違ったなら陳謝せやこて。議会ば何と思うととね、あんた。その間違えは理解をしました。何回同じことを言っても同じ答弁ですよ、町長は。積算根拠に近いところでの予算と言いよんさっです。碓地区、こんなにオーバーしているんじゃないですか。何が近いね。そんなきれいごとが通るわけじゃないじゃないですか。だったら北部にもオーバーな予算を組んでおけばいいじゃないですか。片一方は組んで片一方は組まないと、そんな不平等なことがあっていいの。できないでしょうもん。もっと議論をする時間があるから、この案件だけに時間をこんなにとる必要ないじゃないですか、あした、あさってあるんだから。きちっとした形が出る、出せるじゃないですか。だから、それをお願いしますと言いよっじゃないですか。議長、私はそう思っておりますので御配慮方お願いをいたしたい。

○町長（武廣勇平君）

この碓地区の積算基礎になっておりますのは、これまで平たん地での実績のある三養基西部土地改良区の御意見等を頂戴した上で、また、狭小地でありますので事務的な経費を見積もって積算する基準がございます。高低差のあるエリアについてのフォアス事業の国の基準がない中で、恐らく今言われているのは、業者さんの見積もりをもとに基準を起こすということでございますが、その点については議会の皆さんの中にも議論がおりになられるだろうということで、今御提案された話し合いの場を設ける中で整理をしていくことについては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中山五雄君）

今、町長の答弁のほうで、話し合いをということのようでございますので、いかがいたしましょうか。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも行政のほうに時間を与えていただきたい。そして、今会期中に解決ができると思っていますので、それぐらいの協議をしていただきたいと強く要望いたします。

○議長（中山五雄君）

執行部、町長、その辺はいかがですか。

○町長（武廣勇平君）

今、繰り返しになりますが、その整理の仕方については賛否両論おありになるだろうと思いますので、我々としての一方的な意見でなく、議会の皆様の御意見を聞きながら整理をし

ていきたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

そしたらば、この件については、話し合いは後日ということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議もないようですので、第63号の……（「ほかに……。まだ終結しとらんです」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

大変皆さんお疲れさまでございました。やっと次のことをお聞きできることになりました。それじゃ、早速お尋ねします。

歳出の9ページをお願いいたします。

ここで地域の元気臨時交付金基金の54,028千円ですか、積み立ててやると。これについては、繰越明許的に来年度事業実施をやるということでありますけれども、この前、この中身の部分的には中学校の廊下というふうな話もちらっと出ておったかと思えますけれども、そのほかにどういうやつを予定されているのかお聞かせいただければと思います。

○企画課長（北島 徹君）

それでは、予定の事業というお話でございますので報告をさせていただきたいと思いますが、今現在予定をいたしておりますのは、中野団地下水処理場跡地の整地、それから、社会体育施設、テニスコートの改修、それから、小学校のプールの改修、それから、小野課長が答弁しておりますが、中学校の校舎の床改修、それと、鳥越地区の護岸の工事、それから、おたっしや館の改修の補助と、これらを予定いたしております。ただ、26年度事業でございますので、あくまで予定ということで御了承をお願いいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。ほかありませんか。

○5番（松田俊和君）

私が質問させていただくのは、修繕料という名称でもって、8ページが2項目、9ページが1項目、9ページに関しては600千円、18ページも600千円と4項目ありますが、その4項目に関する修繕はどこをどういうふうにされたかを教えてもらいたいと思います。

○総務課長（池田豪文君）

まず、8ページの目の4の交通安全対策費の修繕料373千円でございますが、この分はカーブミラーの修繕を行っていくものでございます。今後行っていくということで予算を計上させていただいております。

それから、9ページ、防犯対策費、修繕料600千円でございますが、この分につきまして

は、蛍光灯の消えた分の取りかえ、それに安定器等がもう故障して使えなくなってその器具一式の取りかえとか、そういった防犯灯の補修に関する分を今後行っていくものでございます。

以上でございます。

○5番（松田俊和君）

今、4つのうちの2つを言ってもらいましたが、8ページの修繕料、需用費の中の修繕料400千円、それと、18ページの600千円はどういうふうにされたかを教えてください。

○企画課長（北島 徹君）

私のほうからは、8ページ、財産管理費の11節の6．修繕料400千円のほうのお尋ねでございます。

これにつきましては、通学福祉バスの修繕料ということでお願いをいたしております。これにつきましては、今後、車検がございまして、その車検につきまして、今後2台で500千円が必要というふうになっておりますが、今現在までに、その他の通学福祉バスを含みます修繕料の支出額が増加いたしております、今のままでは車検の費用が賄えないということで、今回400千円不足額をお願いしているものでございます。

以上です。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、18ページでございます。

土木費の住宅管理費の中の修繕料600千円でございますけれども、住宅管理費の修繕費につきましては、今現在、支出負担行為を合わせて、もう残額がほとんどなくなっております。そういう中で、今後、入退去等の修繕等を含めて緊急時の修繕料といたしまして600千円計上している分でございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

13ページをお願いいたします。

児童福祉総務費の節の13．委託料9,396千円、これも明許繰り越しということでありますけれども、このシステム構築委託、これはどこに委託をしてするものか、その辺ちょっとお聞かせいただきたい。

○住民課長（江頭欣宏君）

大川議員さんの13ページの委託料9,396千円でございます。

この事業につきましては、平成27年4月より実施されます子ども・子育て支援法に基づく支援システム導入の開発費用に充てるものでございます。開発に当たっては、鳥栖市、基山

町、みやき町、吉野ヶ里町と本町の1市4町において開発を行うため、鳥栖クラウドサービスセンターの利活用を視野に計画を進める計画でございますので、行政システムになるというふうに思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

21ページの教育費、就園奨励費補助金が1,248千円上がっておりますけれども、対象園数と申しますか、途中で、要するに人員増とか、そこら付近の中身、どうなっておるわけですかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

当初予算、歳出予算で前年度分を参考に、3歳児から5歳児までの幼児156人を見込み、事業費で16,609千円としておりました。今回、国の補助単価の引き上げによる国庫補助限度額の見直しとあわせて、転入による途中入園児7人と今後入園見込み幼児が10人出る見込みを含め決算見込みを算出したところ、当初156人より17人増の173人となる見込みです。事業費については、所得階層区別ごとに国の現年給付単価を掛け算出したところ17,857千円となり、補正額は1,248千円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

23ページをお願いします。

保健体育費の町民プール監視管理委託料の減額でございますけれども、これの決算額を教えてください。

それから、生涯学習、検討委員会か何か組織がある中で検討されておるかと思っておりますけれども、いわゆる使用料の町内外の取り扱いの議論をされたものか。それから、町民プールの期間延長等の、そういう検討をされたかどうかお尋ねしたいと思えます。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

碓議員の質問にお答えいたします。

まず、町民プール監視管理委託料の件でございます。

最終日8月31日に台風が接近したため閉鎖をいたしました。そこで、1日分75,400円が減額したものでございます。決算額といたしましては、変更後の契約額は2,392,100円でございます。

続きまして、使用料の件でございます。

前回、町民センターにつきましては、町外の3倍額規定を廃止ということで決定していただきましてありがとうございました。その後、社会体育施設のほうについては、まだ鳥栖、みやきの関係する市町で議論がまだ進んでおりまして、定例の教育委員会の中ではまだ決定

とは至っておりません。

あともう1つ（「期間延長の関係」と呼ぶ者あり）そうですね、失礼しました。町民プールの期間延長につきましては、6月の土日につきまして延長したいということで考えております。そういうことで今議論は進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

18ページをお願いいたします。

道路維持費のところで、委託料が600千円の減、工事請負費が600千円の増というところがありますけれども、これは以前、今言う八枚坊所新村線の試験のための費用ということで上がっていた分が減額になっておるものだと思いますが、その結果を受けて、この工事請負費が当初で18,000千円ほど上がっていた分にプラス600千円になったということだろうと思いますが、これは試験結果によって新たに最初計画した分よりか余計にしくちやならない分がふえたということで600千円の増になったということでしょうか。その辺、検査結果とか、よければお知らせいただきたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

この路線につきましては、今、大川議員おっしゃるとおり、八枚坊所新村線の請願の関係でございます。

事業といたしましては、防衛省の調整交付金で賄うものでございまして、今現在、その交付金の中で委託料を発注しております。測量試験費といたしまして、今後発注します舗装工事の舗装構成を決めるための委託でございます。そういう中で、当初、交通量調査を入れておりましたけれども、交通量調査につきましては、防衛省のほうが認められないということで、今回、交通量調査をのけたところで発注しておりまして入札残が600千円出ている分でございます。その600千円につきましては、工事進捗を進めるために工事請負費のほうに計上いたしまして、工事請負費をふやして延長を幾らかでも延ばしたいと思って今回補正をしたものでございまして、この土質調査の結果はまだ出ておりません。12月中には出て、すぐ設計に取りかかって工事を1月以降の工事ということになるかと思っております。その舗装構成によっては計画の延長が増減するという方向になるかと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今のはわかりました。

次に、20ページをお願いいたします。

教育費の目の6．施設整備費で委託料、上峰小学校南校舎エアコン復旧防音工事設計業務

委託というのが上がっていますが、この件についてちょっと説明をいただきたいし、この防音関係については、学校施設等々は、例の防衛省の防音対策費の適用を受けておったかと思しますので、今回はそれが受けられないのは何でかなという感じがしますが、その辺いかがでしょう。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

委託料1,470千円計上しておりますが、これにつきましては、今夏、非常に猛暑でございました。それについて、学校のほうから南校舎の空調がきかないという報告がありまして、10月に私ども九州防衛局のほうに参りました。普通にいくと27年度施工になるんですが、平成26年度事業に飛び込みで採択をお願いできないかということで局の担当者とお話をしたところ、3月に26年度のほかの地区の本省ヒアリングがあります。本省で、東京のほうであります。その折に、上峰町がこういったことを26年度で実施したいという旨を飛び込みと言いますが、そういうことでヒアリングをしてくるということで局のほうが言っていただきました。夏休み中に施工をしたいと私ども申し上げましたところ、交付決定は5月にあります。5月におりたところを待って設計をすると夏休みの施工には当然間に合いませんので、その場合は仮設校舎をするとか、そういった余計なお金が必要になります。ですので、今年度12月で補正をいただき、1、2、3月の期間に単独予算ではありますが設計をして、本省からの交付決定がいただければ、4月、年度が始まりましたらすぐにでも入札を行い、工事関係者には7月の夏休みに入ったらすぐにでも工事を始めていただき、夏休み期間中に完成をしたいとすると、先ほど言いました仮校舎の関係が要らなくなります。

これは確認というか言っておきたいんですが、飛び込みでございますので、必ずしも平成26年度に採択を受けるという確証はございませんので、その辺のところはお酌みおきください。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、あくまでも飛び込みということであるということ念を押されたので、だからこそ防衛省の騒音防止の補助対象にはならないということですね。

それと加えて、教育委員会はずっと27年、28年大規模改修をという話をされてきました。これは、その中には含まれていない分ですよ。そしたら、大規模改修の額が、ちょっとごめんなさい、うろ覚えで申しわけないが、58,000千円ぐらいの金額だったかと思いますが、それに予定されている分、大規模改修の中に予定されている分、よければもう一度教えていただきたいと思います。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

防衛省の補助にのらないというのは、この設計の1,470千円の概算要求した分に補助がのらないということで、事業費自体、エアコン復旧防音工事については65%の補助をいただけ

るものと思います。

それと、大規模改修につきましては、大川議員、今言われました27、28年というのは中学校の分でございまして、本来、中学校は27年設計、28、29年施工でございます。済みません、うる覚えで申しわけないんですけど、南校舎も大規模改修をその後行うように中期財政では計画をいたしております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（松田俊和君）

14ページ、2目の予防費、これの右側の欄の予防接種委託料、マイナスの1,820千円、その下の審査支払手数料27千円、この審査支払手数料が27千円余計上がっておって、今度は委託料が1,820千円も少なくなったのは、審査を十分にされて1,820千円減ったものか、委託料の人間が減ったものなのかのどちらかだと思いますけど、その辺を教えてください。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、上のほうの予防接種委託料につきましては、今年度から始まりました風疹予防、この件で当初282件の予定をしておりましたけれども、これは若干、今現在、この利用者が少なくて21名ということで、今後予想しましても、全体3月までで100名ぐらいというような予想で、まず、予防接種の委託料が減額になっております。風疹の予防も入るんですけども、そのかわりに手数料が上がっているというのは、これは、1件の単価が安い高いの部分がありますけれども、この手数料につきましては1件の単価は同じ手数料であります。そういう意味で、安い単価の部分の利用料がふえているということで、全体的に手数料が上がってきているというふうなことであります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

○9番（林 眞敏君）

19ページ、款の9の消防費の件で退職報償金がなくなったというんですか、1,121千円ほど。それと、補正のところの5,013千円と。この退職報償金がこうなったという理由は。やめようと思ったのがやめなかったということなんですか。ちょっとここ説明お願いできますか。

○総務課長（池田豪文君）

退職報償金についてでございますが、この消防の退手組合のほうに毎年消防団員の退職手当の分を積み立てているわけでございますけれども、退職された旧団員さんにつきましては、早く支払ってあげたいということで当初予算に概算で上げるようにしております。それで、

大体お1人当たり300千円で10名程度分ということで3,000千円歳入見込みをさせまして当初予算で上げておるわけですが、今回実績といたしまして7名の方たちが退団されて、その中には5年以上の方たちに対してそれは対象になるわけですので、実質的には10名退団はいらっしゃったんですけど、残りの3名の方たちは5年未満でしたので退職金は支払われないと。そういったことがございまして、その7名の方たちの分がその差額の百何十万円ということで、残りの分、この減額した分は余りということで、それだけの金というのは当然歳入としても来ておりませんので、一応そういうことでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

22ページの社会教育総務費の負担金、補助及び交付金でユニバーサルデザインのトイレ洋式化200千円、これはどこをされるんでしょうか、お願いします。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

お答えいたします。

ユニバーサルデザイン、私ども生涯学習課では地区の公民分館を担当いたします。この事業が公表されまして、各地区の公民分館を全て聞き取りいたしましたところ、1件、上米多地区の公民分館が和式でございましたので、そこを洋式にするように今計画をしております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

じゃ、今後についても、各公民分館——あ、ちょうど今されたつかな、みんな。その結果、この上米多だけが該当したということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第64号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案第64号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

5ページの保険給付費ですかね、これは前年と比較して、現時点で比較数字がわかれば教

えていただきたいと思いますけど。

○健康福祉課長（岡 義行君）

保険給付費の前年度との比較ということでありますけれども、5,754,775円が前年度決算であります。今年度が、この部分でいきますと6,850千円ということで、前年度から比べますと、やや上がっている状況でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第64号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第65号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案第65号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

説明の4ページをお願いします。

事業費の節の22、上水道管移設補償費3,527千円、これはどこですかね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

この場所につきましては、今現在、管路埋設工事を発注しております郡境の吉野ヶ里温泉の横の道でございます。県道から以南の自衛隊のところまでの圧送管の埋設がえをしているところでございまして、あそこの道につきましては、上水道のほかに工業用水が入っておる関係上、その上水道のほうの切り回しが必要になってきております。その分の補償金ということで今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

3ページの歳入でございますけれども、現年度使用料ということで4,500千円、過年度300千円計上がありますけど、この件数ですね、中身をちょっと教えていただきたい。

○振興課長（江崎文男君）

ここにつきましては、まず、現年度の使用料につきましては、3月までの見込みが出ましたので、当初予算から約4,500千円ほどふえるということで掲げております。そして、過年

度の使用料の300千円につきましては、使用料そのものは今現在、東部水道企業団のほうで委託しておりますけれども、過年度使用料ということで、要は使用料関係が東部水道企業団の場合が2カ月に1回ずつ使用料の徴収をされていますので、うちの、要するに過年度、24年度分の歳入が5月末に間に合わない分がこの過年度使用料ということで、当初1,500千円ほど計上しております。それで、今現在、過年度分については全て回収されておりますので、当初予算の1,500千円に対して300千円ほど増額ということになりましたので、今回、ここに計上している分でございます。

先ほど議員おっしゃられた件数につきましては、ここには何件分ということではなくて、現年度につきましては4,500千円ほど増額のめどが立ったということで計上している分でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第65号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第66号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案第66号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第67号

○議長（中山五雄君）

日程第13. 議案第67号 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第67号の質疑を終結いたします。

日程第14 諮問第1号

○議長（中山五雄君）

日程第14. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、諮問第1号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、12月12日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。（「議長、異議あり」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

日程第9．議案第63号の件でございますが、私は議長にもお願いしたと思いますが、今会期中にこの解決をお願いしたいということで棚上げになったかと思いますが、あしたも時間があるので協議をする必要があるんじゃないかというふうに思います。休会はもってのほかだと僕は思います。

○議長（中山五雄君）

今、7番吉富議員から、あしたの休会はもってのほかじゃないかということで意見が出ております。そうだったら、きょうこれから協議を続けていくということはいかがでしょうか。

○7番（吉富 隆君）

そのとおりしていただきたいし、きょう解決しない場合は、あしたもあります、あさつてもあるんで、休会というのはいかがなものかと。話の都合によってきょう解決すれば、あしたの休会は当然そのとおりだというふうに考えます。議長の御配慮をお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

そしたら、ここで暫時休憩をして、その協議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午後3時2分 休憩

午後4時3分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって、12月12日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、12月12日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。（発言する者あり）

○7番（吉富 隆君）

大変申しわけございません。いろいろなこの第63号議案につきまして御議論をいただいて大変ありがたく感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思います。と同時に、これだけの時間をかけたことにもおわびしなければならないかなと思っておるところでございます。大変議員の皆さんの御理解がいただけましたので、この案件につきましては、僕は賛成しないということを申し上げましたけれども、温かい御理解のもとに賛成をさせていただくことをお誓い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

協力ありがとうございます。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時5分 散会